

会長	副会長	専務	常務	局長	担当	部長	次長	課長	係長	係員	係員	係員

平成 25 年 3 月 7 日

(生活・文化課扱い)

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会  
構成機関・団体の長 殿

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会  
会長（鹿児島県知事） 伊藤 祐一郎

（公印省略）



平成 25 年度「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」鹿児島県実施要綱等について（送付）

交通安全対策の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、当協議会では、平成 25 年度に年間を通じて展開する「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」を別添の実施要綱のとおり実施することとしております。

つきましては、各機関・団体は相互に連携し、この運動が県民総ぐみの運動として展開されるよう、積極的な取組をお願いします。

なお、市町村には別途送付しておりますので、申し添えます。

【事務局】
鹿児島県総務部県民生活局
生活・文化課くらし安全係内
担当 前田
電 話：099(286)2523
F A X：099(286)5537

平成 25 年度

# 県民の総力をあげて 交通事故をなくす県民運動

鹿児島県実施要綱



鹿児島県交通安全対策会議  
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

## 運動の目的

平成24年中の県内における交通事故発生状況は、発生件数、負傷者数は前年より減少したが、死者数は87人で、前年より9人増加し、第9次鹿児島県交通安全計画で掲げた「年間の交通事故死者数を62人以下」の目標を大きく上回った。

平成24年中に発生した交通死亡事故の特徴を見ると、高齢者の死者が61人で、全死者数の約7割を占めており、また、高齢運転者が第一当事者となる事故や高齢者相互の事故、いわゆる「老老事故」についても前年より大幅に増加していることから、高齢者の交通事故防止対策が喫緊の課題となっている。

また、事故原因の多くは、「前方不注意」や「安全不確認」など基本的な交通ルールの欠如によるものが多いほか、飲酒運転による交通死亡事故も前年と同様に発生しており、交通死亡事故抑止のためには、県民の交通安全意識の高揚が重要である。

このような状況を踏まえ、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、思いやりとゆずり合いの心を持って、交通マナーを実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

## 運動の進め方

- ★ 県・市町村は、関係機関・団体と緊密な連携のもとに推進体制の確立を図り、この運動が県民一人ひとりにくまなく浸透するように、的確な活動を積極的に推進する。
- ★ 各推進機関・団体は、それぞれの組織の特性や、実態に応じた活動を積極的に推進し、この運動が眞に県民総ぐるみの運動として効果があがるように努める。
- ★ 県民は、交通安全の主役は、自分自身であることを自覚し、本運動の推進事項を着実に実践する。

## 運動の期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

## 年間スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路かごしまじ

## 推進機関・団体

別記のとおり

## 運動の重点

### 【最重点】

高齢者の交通事故防止～「つけてますか？運動」・「おやっとさあ運動」の展開～

### 【重 点】

- 1 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止  
～「3(サン)ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～
- 2 飲酒運転の根絶 ～「飲酒運転8(やっせん)運動」の展開～
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～
- 4 自転車の安全利用の推進 ～自転車安全利用五則の周知徹底～
- 5 子どもと若者の交通事故防止
- 6 交差点における交通事故防止

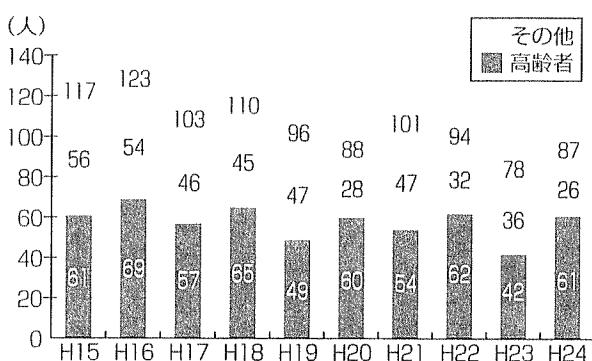
# 運動の最重点

## 高齢者の交通事故防止

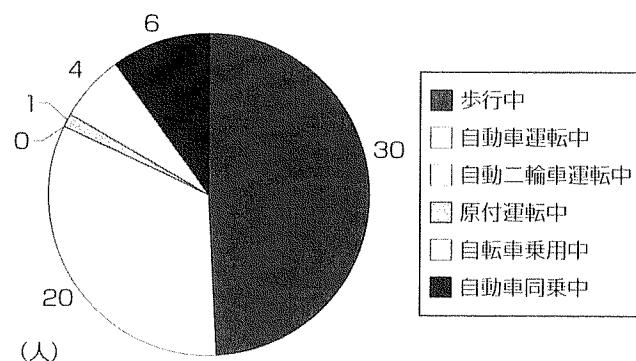
～「つけてますか？運動」・「おやっとさあ運動」の展開～

平成15年以降、毎年、65歳以上の高齢者の交通事故死者数が全死者数の過半数を占めている状況である。

交通事故死者に占める高齢者の割合 (H15~H24)



高齢者の状態別死者数 (平成24年中)



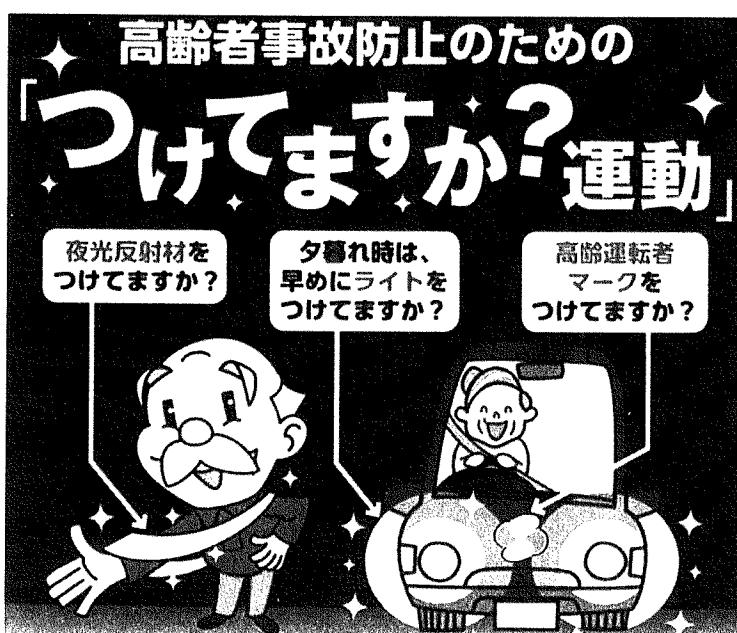
### 高齢者の交通死亡事故の特徴 (H24年中)

- ① 全高齢死者61人中、約5割の30人が歩行中の死者である。
- ② 歩行中の死者30人のうち、道路横断中の死者が25人と8割以上を占める。
- ③ 道路横断中の死者25人のうち、正しい道路横断をしていたのは6人
- ④ 道路横断中の死者のうち、17人が運転者から見て右から左に横断中であった。
- ⑤ 歩行中死者のうち夜間の死者は20人で、全員が夜光反射材非着用

(車両のライトは全て下向き)

## 対策

交通事故死者の約7割を占める高齢者の交通事故防止対策が重要であることから、高齢者事故防止のための「つけてますか？運動」や「おやっとさあ運動」の展開を中心に、高齢者の交通事故を防止する諸対策を強力に推進する。



### 高齢者の交通事故防止



### おやっとさあ運動

#### 横断中も車を確認！右左

- ・道路横断は、渡りきるまで右左を確認しましょう。
- ・特に中央線を越えてからの左からの車が危険です。
- ・まだ間に合うは、もう危険。遠くに見ても車は速いです。
- ・確認は一度といわず、二度、三度！

#### 夜間歩行 つけて安全！反射材

- ・うす暗い朝や夕方、夜間は夜光反射材を着用し、自分の存在を運転者にアピールしましょう。
- ・車から見ればあなたもヤニの中

#### 着けよう！シートベルト・ヘルメット

- ・命を守るシートベルトは、出発前に着けましょう。
- ・ヘルメットは、あらひもしっかり締めましょう。
- ・高齢者マークも忘れずに。
- ・一じごも締められないなら、気とベルト

#### 遠くより もっと危険な自宅附近！

- ・歩行中の事故は、自宅附近で多発しています。
- ・自宅附近でも確認しちゃりましょう。
- ・気をつけよう 毎日通る道だけだ

#### 細心の注意で防ごう！操作ミス

- ・ハンドル・アクセル・ブレーキなどの操作ミスによる自宅事故が多くてあります。
- ・運転免許は、運転免許を更新してもらいましょう。
- ・運転免許は、トラクター事故も多発しています。
- ・「弘法に右第の招引」では済みません

#### 安全の願いを込めて 免許返納

- ・運転に不安を感じたら、勇気を出して運転免許を返納しましょう。
- ・自主返納メリット制度を利用しませんか

# 運動の重点

## 1 早朝, 夕暮れ時, 夜間における交通事故防止

～「3(サン)ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～

### 現 状

- 歩行中死者37人のうち、夜間（日没から日の出までの間）の死者は25人で、全員が夜光反射材非着用、車両のライトは全て下向きであった。
- 夜間における交通事故は、死亡事故につながる危険性が高い。

昼夜別交通事故発生件数と死者数(平成24年中)

	発生件数	死者数
昼 間	7,188 件	46人
夜 間	2,365 件	41人



### 対 策

夜間は周囲の視界が悪くなり、交通事故の危険性が高まることから、車両運転者には適切なライト点灯を、歩行者には夜光反射材用品の着用を呼びかける。

#### 【推進事項】

- 「3(サン)ライト運動」の周知徹底
  - ① 夕暮れ時の早めのライト点灯
  - ② 原則上向きライト点灯
  - ③ トンネル内ライト点灯
- 夜間歩行中における夜光反射材用品着用の周知徹底

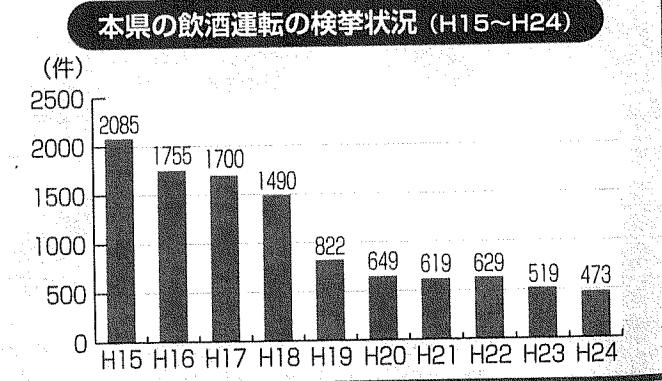
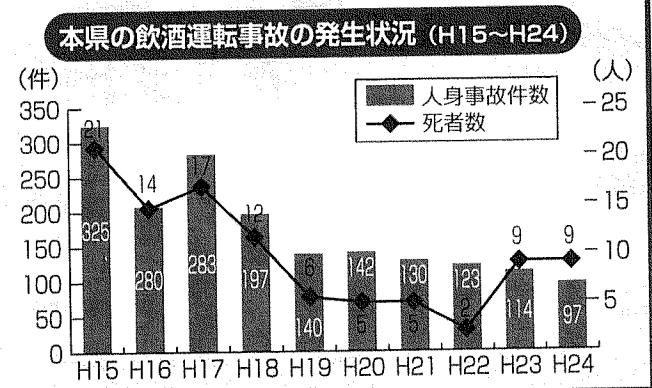


## 2 飲酒運転の根絶

～「飲酒運転8(やっ)せん運動」の展開～

### 現 状

飲酒運転は依然として後を絶たず、平成24年中は、昨年同様、飲酒運転事故による死者数は9人であった。

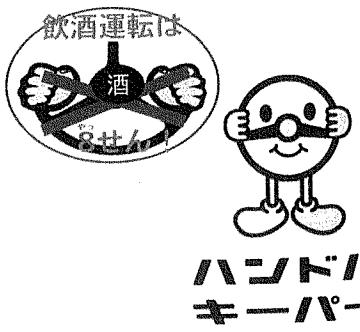


### 対 策

飲酒運転を根絶するためには、運転者のみならず家族や友人など周辺者の意識改革も重要であることから、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組む。

#### 【推進事項】

- 飲酒運転「8(やっ)せん運動」・ハンドルキーパー運動の推進
- 地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- 飲酒運転根絶に向けた各種広報活動の推進
- アルコールチェッカーの整備と活用



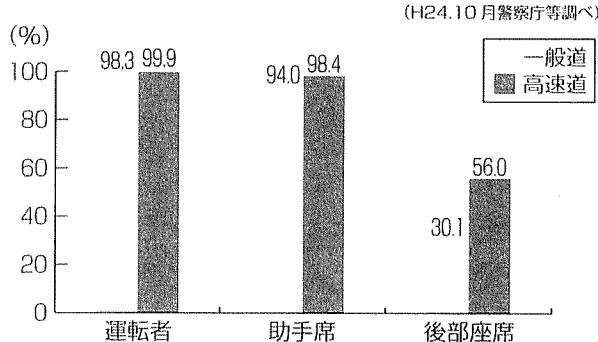
### 3 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

#### ～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

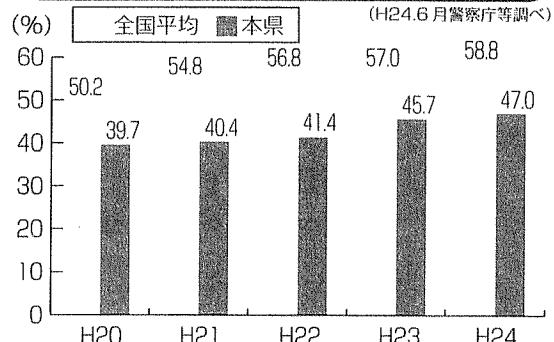


後部座席のシートベルト及びチャイルドシートの着用状況が低調である。

本県のシートベルトの着用率調査結果



チャイルドシートの着用率調査結果

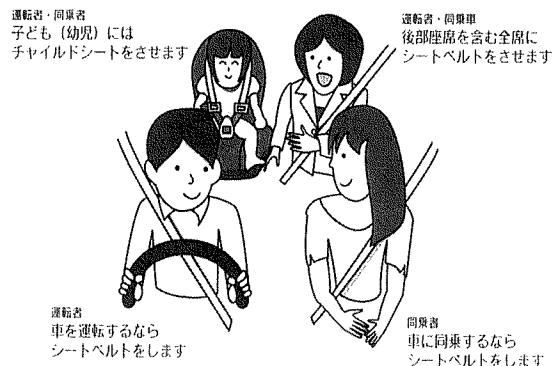


#### 対 策

シートベルト及びチャイルドシートは、事故発生時の被害軽減に大きな効果があることから、着用率の向上を図る。

##### 【推進事項】

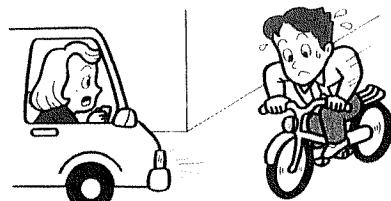
- 全席ベルト着用！！「します・させます運動」の推進
- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の推進
- 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付方法等の周知徹底



### 4 自転車の安全利用の推進

#### ～自転車安全利用五則の周知徹底～

- 交通ルールを無視した自転車利用者の危険・迷惑行為が社会問題となっている。（例：携帯電話・ヘッドホン使用運転、傘差し運転等）
- H24年中の自転車事故負傷者の大半が、安全不確認や交差点における一時不停止など誤った通行をしている。



#### 対 策

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と、交通マナーの向上を促進する。

##### 【推進事項】

- 自転車安全利用五則を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化
- 県公安委員会規則の改正点の周知徹底（携帯電話及びヘッドホン使用運転の禁止等）
- 自転車の整備の徹底・T Sマークの普及促進

#### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 5 子どもと若者の交通事故防止

### 現 状

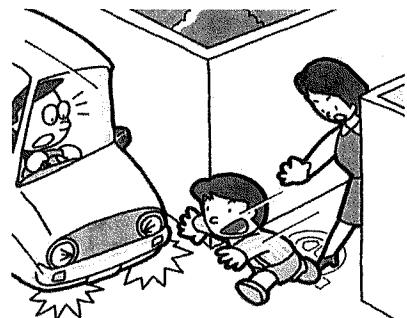
- 平成24年中、子ども（中学生以下）の交通事故は、発生件数（1,233件）、負傷者数（491人）は減少したもの、死者数は昨年同様1人であり、歩行中、自転車乗用中の死傷者の大半が誤った通行によるものであった。
- 平成24年中、若年（16歳～24歳）ドライバーに主な原因がある交通死亡事故は、発生件数（1,664件）、負傷者数（2,012人）は減少したものの、死者数は12人で、昨年に比べ3人増加し、最高速度違反や安全速度など、速度に関連する違反によるものが多い。

### 対 策

それぞれの年代の特性に応じた交通安全教育等を推進し、子どもと若者の交通事故を防止する。

#### 【推進事項】

- 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の徹底
- 地域・家庭等における子どもに対する保護意識の高揚
- 学校、職場等における実践的交通安全講習会の開催



## 6 交差点における交通事故防止

### 現 状

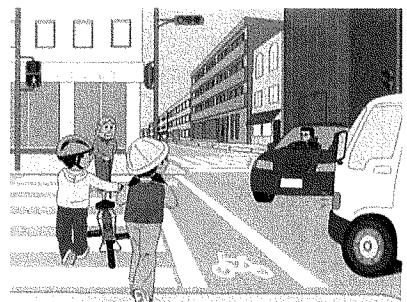
- 全交通事故件数（9,553件）の半数近く（4,622件）が交差点及び交差点付近で発生しており、死者数は32人で、昨年に比べ10人増加している。
- 交差点での事故原因は、歩行者妨害と前方不注意が多い。
- 歩行者や自転車利用者の点滅信号での駆け込み横断や安全不確認等も事故の一因となっている。

### 対 策

運転者、自転車利用者及び歩行者に対し、正しい交通ルールの実践を呼びかけ、交差点での交通事故を防止する。

#### 【推進事項】

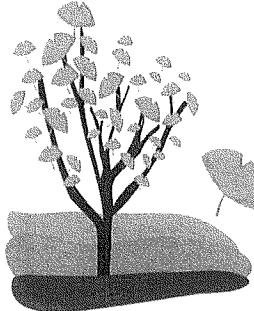
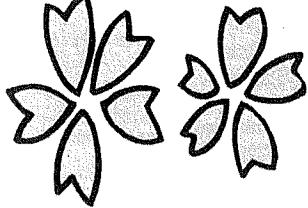
- 交差点における一時停止、安全確認の徹底など交通法規の遵守
- 交差点進行時の歩行者保護の徹底
- 自転車利用者及び歩行者に対する正しい横断についての指導徹底



県民みんなで  
悲惨な交通事故を  
なくそう！

# 各季の交通安全運動

運動名	期間
春の全国交通安全運動	4月 6日(土)から4月15日(月)まで
夏の交通事故防止運動	7月21日(日)から7月30日(火)まで
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)から9月30日(月)まで
年末・年始の交通事故防止運動	12月10日(火)から1月10日(金)まで



## 日を定めて実施する運動

### 「交通事故死ゼロを目指す日」（全国統一）4月10日（水）、9月30日（月）

4月10日・9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、交通安全に対する県民の更なる意識の向上及び県民一人ひとりの交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの実践を図ることにより、「交通死亡事故のない日」を目指す諸対策を展開する。

### 「ライト点灯の日」10月10日（木）

10月10日を「10(てん) 10(とお)」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3(サン)ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を展開する。

### 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）

高齢者を交通事故から守り、高齢者が安全で安心できる道路交通の実現を図るため、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と位置付け、県民総ぐるみで高齢者保護を目的とした諸対策を効果的に展開する。



### 「交通安全の日」（毎月20日）

県民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全の意識高揚を図ることを目的に、毎月20日を「交通安全の日」と位置付け、県民総ぐるみで事故防止対策を展開する。

## 交通死亡事故多発警報制度

交通死亡事故が連続・集中的に発生する傾向にある場合、交通死亡事故多発警報制度実施要領に基づき警報を発令し、各関係機関・団体においては、各種交通事故防止対策を実施する。

### 【発令基準】

- 全県警報 10日間に県下で発生した交通死亡事故が8件に達したとき
- ブロック警報 各市町村広域ブロック（7ブロック）において、10日間に発生した交通死亡事故が3件に達したとき  
(ただし、鹿児島ブロックにおいては、10日間に発生した交通死亡事故が4件に達したとき)



# 各推進機関・団体の実施事項

## 各推進機関・団体の 共通実施事項

- 交通事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化
- 各季交通安全運動、「交通安全の日」「高齢者交通安全の日」「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進
- 「つけてますか？運動」・「おやつとさあ運動」等高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進
- 「飲酒運転8（やつ）せん運動」の展開
- 全席ベルト着用！！「します・させます運動」等シートベルト・チャイルドシート着用向上対策の推進
- 「3（ライト）運動」の展開を中心とした、早朝、夕暮れ時と夜間における交通事故防止活動の推進
- 職員に対する交通安全運動の周知と交通安全教育の徹底
- 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン、講習会等の開催
- ポスター、のぼり旗、横断幕等による広報・啓発活動の推進
- 交通安全に関する各種情報の提供

## 県

- 交通安全対策会議、交通安全県民運動推進協議会の開催
- 第9次鹿児島県交通安全計画推進事業の実施
- 交通安全県民運動の効果的な推進
- 市町村、関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請等の推進
- 交通安全関係機関・団体の育成指導
- 交通安全教育・広報活動の推進
- 高齢歩行者事故防止講習会事業の推進
- 交通事故相談など被害者対策の推進
- 交通安全講話の積極的推進
- 交通安全教育用ビデオの貸出し

## 市　町　村

- 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催
- 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進
- 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進
- ポスター、チラシ、広報車等による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化
- 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化
- 交通安全関係団体の育成指導
- 駐車、駐輪対策の推進
- 安全施設、通学路等の点検整備

## 警　察

- 交通事故抑止対策の推進
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 児童・生徒に対する交通安全教育の推進
- 自治体と連携した交通安全活動の推進
- 交通事故分析結果の積極的な広報
- 悪質・危険性、迷惑性の高い違反の指導取締りの強化
- 総合的な交差点・自転車事故防止対策及び駐車対策の推進
- 交通安全施設等整備の積極的な推進
- 迅速・適正な運転免許事務の推進

## 教育関係機関・団体

- 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化
- 自転車の正しい乗り方、交差点の安全な通行方法の指導の徹底
- 児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催
- 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び具体的取組の促進
- 交通安全教育指導者の育成
- 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進
- 広報誌、連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進
- 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施
- 原付車又は自転車安全利用モデル校宣言等自主活動の活発化
- 交通安全に関する图画・作文募集等による交通安全意識の高揚

# 平成25年全国交通安全年間スローガン

◆ 運転者（同乗者を含む）に対するもの

スマホ手に 車や自転車 事故のもと

◆ 歩行者・自転車利用者に対するもの

お年寄り 孫のお手本 いい横断

◆ こども部門

ヘルメット ぼくのだいじな おともだち

## 交通事故でお悩みの方へ

交通事故でお悩みの方は、県の交通事故相談所を利用されてはいかがですか。

相談は全て無料で、秘密は固く守ります。

（相談時間は、県の休日を除く、月曜日から金曜日まで（鹿屋支所は月曜日から木曜日まで）の9：00～15：30）

名 称	所 在 地	電 話
鹿児島県交通事故相談所 本 所	鹿児島市鴨池新町10番1号 県 庁 1 階	直通 099-286-2526
鹿児島県交通事故相談所 鹿屋支所	鹿屋市打馬2丁目16番6号 県大隅地域振興局本庁舎	直通 0994-52-2089
鹿児島県交通事故相談所 大島支所	奄美市名瀬永田町17番3号 県 大 島 支 庁 別 館	直通 0997-52-0999

## ・交通安全教育用ビデオのご案内・

県民の交通安全教育と交通安全思想の普及、啓発に役立てるため、県では交通安全教育用ビデオの貸出しを行っています。

なお、県ホームページにおいて、教材名（ビデオタイトル）の紹介を行っていますので、貸出しを希望される方は、県ホームページ（くらし環境→消防・くらし安全→くらし安全→交通安全）をご覧ください。

★ 最寄の地域振興局・支庁でも貸出しを行っています。

問い合わせ先 鹿児島県 総務部 県民生活局 生活・文化課 くらし安全係  
TEL 099-286-2523

鹿児島県

交通安全対策会議・交通安全県民運動推進協議会事務局

鹿児島県 総務部 県民生活局 生活・文化課 くらし安全係

電話：099-286-2523 FAX：099-286-5537

日本一の「くらし先進県」を目指して！！

鹿児島県 総務部 県民生活局 生活・文化課

# 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会機関・団体名 (順不同)

鹿児島県	日本自動車連盟鹿児島支部	鹿児島県土地改良事業団体連合会
鹿児島県議会	鹿児島県商工会連合会	鹿児島県建設業協会
鹿児島県警察本部	鹿児島県銀行協会	鹿児島県造園建設業協会
鹿児島県教育委員会	鹿児島県商工会議所連合会	鹿児島県弁護士会
鹿児島県市長会	鹿児島県労働基準協会	鹿児島県医師会
鹿児島県町村会	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	鹿児島県P.T.A.連合会
鹿児島県市議会議長会	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県青少年育成県民会議
鹿児島県町村議會議長会	鹿児島県安全運転管理協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
九州地方整備局鹿児島国道事務所	鹿児島県指定自動車教習所協会	鹿児島県地域女性団体連絡協議会
九州地方整備局大隅河川国道事務所	全国自動車運転教育協会鹿児島県支部	鹿児島県交通安全母の会連絡協議会
九州運輸局鹿児島運輸支局	鹿児島県高速道路交通安全協議会	鹿児島県防犯協会
鹿児島労働局	自動車安全運転センター鹿児島県事務所	鹿児島県青年団協議会
鹿児島地方気象台	自動車事故対策機構鹿児島支所	日本青年会議所九州地区鹿児島ブロック協議会
鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	日本道路交通情報センター鹿児島支所	鹿児島県私立幼稚園協会
鹿児島県連合校長協会	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所	鹿児島県建築協会
鹿児島県交通安全教育研究協議会	鹿児島県中小企業団体中央会	全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部
鹿児島県社会福祉協議会	ライオンズ国際協会337D地区第二リジョン	鹿児島県農業協同組合中央会
鹿児島県老人クラブ連合会	日本ボイスカウト鹿児島県連盟	鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県身体障害者福祉協会	ガールスカウト日本連盟鹿児島県支部	鹿児島県経済農業協同組合連合会
鹿児島県視覚障害者団体連合会	鹿児島県スポーツ少年団	鹿児島県厚生農業協同組合連合会
鹿児島県聴覚障害者協会	鹿児島県トラック協会	鹿児島県酪農業協同組合連合会
鹿児島県身体障害者協会連合会	鹿児島県バス協会	鹿児島県漁業協同組合連合会
日本赤十字社鹿児島県支部	鹿児島県過積載防止対策連絡会議	鹿児島県森林組合連合会
鹿児島県生命保険協会	鹿児島タクシー協会	鹿児島県木材協同組合連合会
日本損害保険協会九州支部委員会鹿児島損保会	鹿児島個人タクシー事業協同組合	鹿児島県小売酒販組合連合会
南日本新報社	鹿児島県自家用自動車協会	鹿児島県石油商業組合
南日本放送	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県碎石協同組合連合会
鹿児島放送	鹿児島県自動車整備振興会	鹿児島県砂利協同組合連合会
鹿児島テレビ放送	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島県左官業協同組合
鹿児島読売テレビ	鹿児島県二輪車安全普及協会	鹿児島県タイル工業協同組合
NHK鹿児島放送	日本自動車販売協会連合会鹿児島県支部	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
エフエム鹿児島	鹿児島県中古自動車販売商工組合	鹿児島県交通安全施設工事業協会
鹿児島県広告協会	鹿児島県レンタカー協会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
鹿児島県消防協会	鹿児島県自動車部品商組合	鹿児島県交通被災者たすけい協会
あなたの街の郵便局	鹿児島県自動車車体整備協同組合	鹿児島県自転車整備店協会
肥薩おれんじ鉄道株式会社	鹿児島県港湾・漁港建設協会	NTT西日本鹿児島支店
鹿児島県信用金庫協会	鹿児島県舗装協会	全110機関・団体